

9 月定例議会一般質問 原稿

-2007.10.18-

[こちらで「長野県議会 本会議録画中継」をご覧ください](#)

それでは、順次質問させていただきます。

インターネット掲示板に由来するいじめが自殺にまで発展してしまう、ネット社会のゆがみに対し、法整備をはじめ、早期のルール確立をのぞみつつ、現状できることについて、当事者、PTA、学校、教育委員会、そして行政が問題意識を共有し対応していかなければならないとの強い思いで質問をさせていただきます。

まず、教育長に伺います。

学校裏サイトと呼ばれる存在があります。定義はあいまいで、一般的にはある特定の学校の話題を中心とした匿名掲示板のことですが、こうした匿名掲示板において名誉毀損、誹謗中傷が行われることにより、不登校となってしまった方の関係者より相談を受ける機会がありました。一般にこうした掲示板は、一定期間存在した後、ある日突然消滅する。そして、また別の URL をもって復活するということを繰り返し、なかなか実態把握は困難なわけですが、実際にこうしたサイトに接続してみると、その匿名性ゆえか、内容もエスカレートしており、大変な問題であると感じます。また、その他ブログやメーリングリストなど携帯電話によるネットを介したコミュニケーションツールによりいじめ等が行われている実態があり、都道府県警の相談窓口寄せられたサイバー犯罪の相談受理件数をみますと、ネット上による名誉毀損・誹謗中傷に関する相談はこの5年間で約3.5倍、前年比約40%増という大変な勢いで増加しております。

そこで伺います。

教育委員会として、学校裏サイト、ブログ、メーリングリスト等の実態について、どの程度把握されておられますでしょうか。また、こうしたインターネットを介した誹謗・中傷による「いじめ」被害の実態の把握についても併せて伺います。

次に、このような実態に対し、当事者である児童・生徒や保護者に対する教育はどのように行われておりますでしょうか。

更に不登校になってしまった方など被害者の救済のためのスクールカウンセラーやメンタルフレンドなどの配置状況などにつきお聞かせください。

<答弁>

さて、こうしたネット上の問題について、非常な勢いで増加していることを把握されているとのことでしたが、今後、県教委として、当事者である児童生徒・保護者・教員、学校、更には地域社会や警察までもネットワークで結びこうした問題解決にあたる担当者の配置または担当セクションの設置などが必要ではないかと考えますがいかがでしょうか。ご見解を伺います。また、NPO などの活動も大変重要と思います。県の活動助成金を受けながら活動されている NPO もありますが、このような活動に対し、県として支援するとともに、更に育成という観点をもって、10広域ごとに配置できるような体制があれば、問題解決に大きな力を発揮するものと考えますがいかがでしょうか。御所見を伺います。

更に、現在モラルに頼るしかない、対応としてもモラルの喚起のための研修会の開催しかない状況にあって、教育現場においてインターネット教育自体が必要か、との検証も必要ではないかと思えます。学校においてはワープロ機能や表計算機能などについてのみ教え、インターネットについては現実と仮想空間の区別がきちんとできるようになってから学んでも決して遅くはないと考えます。

法整備、ルール化が遅れ、あるいは今後の方針についてすら明確な指針がない現状をみると、

学校におけるパソコン教育からインターネットを切り離すべきと考えますがいかがでしょうか、御所見を伺います。

<答弁>

次に、県警本部長に伺います。ネットという仮想空間にあっては、その匿名性ゆえか誹謗中傷から犯罪にまでエスカレートする場合がありますが、こうしたサイバー犯罪の現状について、また、予防策について、県警としての取り組みにつき伺います。

<答弁>

次に、村井知事に伺います。

これまで、IT 社会として法整備、ルール化、あるいは社会教育が遅れている中で、インターネットのみが大変な勢いで普及し、それに対し無防備な青少年が被害を受けているという実態に対し、教育環境や社会教育についての今後の取り組みにつきご見解を伺います。更に先ほど私は、教育長に対し学校現場からインターネットを切り離すべきと申しあげました。私は知事に再度ご見解を伺いたいと思います。たとえば青少年が性的な興味を持つ年齢になったとき、あるキーワードを辞書や百科事典などで調べるというのがこれまでの姿でした。しかし同様のキーワードをインターネットの検索エンジンにかけたとき、その情報はとても青少年に消化できる内容や分量ではないと思います。こうした状況を考えると、私は青少年が情報の取捨選択ができるまでは、インターネットに触れることは控えるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。ご見解を伺います。

<答弁>

次に、事務事業評価について伺います。

今議会に「主要な事業の実施状況に対する評価」が報告されております。

事業担当部局が選定した552事業について有効性、必要性、効率性、公平性の観点から大変に詳細な検討がなされているわけですが、この評価は、事業担当部局の自己評価と政策評価課によるヒアリングにより行われており、外部の評価が入っていないことを残念に思います。たとえば、有効性、期待された成果は得られたかという評価では、期待通り、おおむね期待通りで全体の評価のうち95%を超えております。しかし、翻って、県民満足度調査の結果を見ると、県政に対する満足度では「満足」「まあ満足」で約30%、「あまり満足していない」「満足していない」で54%となっており、この県民と県職員との意識の乖離は深刻であります。内部評価だけであることによる評価の甘さはないのでしょうか。

通常、このような政策評価の場合、総合計画に基づき体系的に行われるものでありますので、私たち県民クラブ・公明といたしましても、先日知事に対し要望させていただきましたが、現在策定中の中期計画に盛り込まれるであろう数値目標に基づいた、客観的な評価と是非、第三者による外部評価の実施を要望したいと思います。企画局長の見解を求めます。

<答弁>

この政策評価の中には、県の関与の見直しの項目もあります。

このことに関しては、行財政改革プランにおいて行政サービスのあり方・範囲の見直しの項目の中で、民間との協働の推進をあげておりますが、その検討にあたっては、行政機構審議会に民間協働専門部会を設置して行うこととされております。

こうした民間等との協働の先進事例として、佐賀県において協働化テストという方式を実施しております。これは、県庁の全業務について、その目的・内容等を調査し、その結果をもとに広く県民と意見交換を行い、企業、NPO等が実施したほうが妥当な業務について、その担い手を見直し、

予算にも反映させるというものです。

本県におきましても、こうした先行事例を参考に、県民の視点を幅広く取り入れて、県民満足度の向上と財政構造改革推進のため民間等との協働を推進すべきと考えますが、総務部長のご見解を求めます。

<答弁>